

労働災害の動向

— 令和4年版 —



福井労働局
福井労働基準監督署
武生労働基準監督署
敦賀労働基準監督署
大野労働基準監督署



目次

1	労働災害防止推進計画（第14次防）	1～4
----------	--------------------------	-----

2	令和4年 福井県内の労働災害発生状況	5～19
----------	---------------------------	------

(1) 概況	5
(2) 令和4年労働災害発生状況（確定値）	6
(3) 令和4年労働災害発生状況（確定値）（コロナ関連含まず）	7
(4) 令和4年死亡災害発生状況（確定値）	8
(5) 死傷者数・死亡者数の推移	9
(6) 主な事故の型別の死傷者数の推移	10
(7) 令和4年 事故の型別労働災害発生割合	11
(8) 令和4年 起因物別労働災害発生割合	12
(9) 令和4年 製造業における労働災害発生状況	13
(10) 令和4年 建設業における労働災害発生状況	14
(11) 第三次産業における労働災害発生状況	15～16
(12) 令和4年 道路貨物運送業における労働災害発生状況	17
(13) 冬季特有の労働災害発生状況	17
(14) 交通労働災害の発生状況	17
(15) 転倒災害発生状況	18
(16) はさまれ・巻き込まれ災害発生状況	18
(17) 外国人労働者の労働災害発生状況	18
(18) 経験3年以内の労働災害発生状況	18
(19) 高齢労働者の労働災害発生状況	19

※（5）～（19）までのグラフ等は、特段の注釈が無い限り、新型コロナウイルス感染症によるもの（コロナ関連）を含めずに作成しています。

<資料>労働安全衛生規則等の改正について	20
----------------------	----

3	健康確保対策の課題	21～23
----------	------------------	-------

(1) 令和4年 業務上疾病発生状況（確定値）	21
(2) 過去10年間の福井県の一般健康診断の有所見率の推移	22
(3) 業務上疾病発生状況の推移（福井県）	22
(4) 過去10年間の脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況（福井県）	23
(5) 過去10年間の職場における腰痛の発生件数の推移（福井県）	23
(6) 過去10年間の職場における熱中症の発生件数（福井県）	23

<資料> STOP！熱中症クールワークキャンペーン	24～25
---------------------------	-------

「福井労働局 14次防」(注)のポイント

計画期間：令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日

(注) 「第14次 福井労働局 労働災害防止推進計画」の略称です。

～ 事業者・労働者等の関係者・労働局・労働基準監督署 が取り組む計画 ～

○計画のねらい

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであることから、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図ることにより、「**労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現**」を目指します。

○計画の目標

○アウトプット指標 (→P3～参照)

労働者の協力の下、事業者において実施される重点事項に係る取組の成果をアウトプット指標として定める。

○アウトカム指標 (→P3～参照)

事業者が、アウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。

○これら指標の達成を目指すことにより期待する結果

- ① 死亡災害の根絶に向け、14次防期間中の死亡者数の合計を35人以下(※1)とする。
- ② 死傷災害について、近年の増加傾向に歯止めをかけ、2022年と比較して、2027年の死傷者数を減少させる(※2)。

※1 2022年の死亡者10人を基点とし、毎年1人ずつ減少を図ることを想定した合計人数
(14次防期間中：9+8+7+6+5=35人)

※2 新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた件数での比較。



福井労働局14次防
の詳細はこちら



○重点事項ごとの具体的取組のポイント

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備を図る（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）。
- ・労働安全衛生におけるDXの推進を図る（ウェアラブル端末等の新技術の有効性が厚生労働省より示された際には、その周知・啓発）。等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進（☆）

- ・中高年齢の女性労働者に多い転倒災害の発生状況の周知や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等が厚生労働省より示された際には、周知・啓発を行う。
- ・介護職員の身体負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。
- ・労働災害の防止に積極的に取り組む県内事業場のほか、福井県、関係団体等を構成員として設置した「福井県小売業SAFE協議会」及び「福井県介護施設SAFE協議会」の運営を通じて、小売業及び介護施設における安全衛生に対する機運の醸成を図る。等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進を図る。等

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・外国人向けの安全衛生教育マニュアルや危険箇所の標識・掲示を推奨し、作業の危険性の理解向上と不安全行動の防止を図る。等

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- ・請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが事業者の義務であることを事業者に義務付けることとする内容に改正され令和5年4月1日から施行となることから、当該改正省令に基づき、関係請負人等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じる。等

業種別の労働災害防止対策の推進（☆）

- ・建設業については、墜落・転落災害の防止の取り組みにあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- ・製造業については、はさまれ・巻き込まれなどによる危険性の高い機械等については、製造者、使用者それぞれにおいてリスクアセスメントを実施し、安全な使用の徹底を図る。
- ・陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む）に対して、「荷役作業における安全ガイドライン」の周知徹底を図る。
- ・「伐木等作業の安全ガイドライン」、「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等について、労働者への周知や理解の促進を図る。等

労働者の健康確保対策の推進（☆）

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。等

☆印は重点事項のうち、アウトプット・アウトカム指標を定めたもの。

化学物質等による健康障害防止対策の推進（☆）

- ・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の関係省令、告示等について関係者への周知徹底を図る。
- ・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。
- ・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。
- ・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。等

原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進

- ・放射線防止対策の徹底を図るため、令和3年4月1日に施行された改正電離放射線障害防止規則に基づき、適正な被ばく線量の管理等の徹底を図る。
- ・原子力施設における新規制基準対応工事等における労働災害の防止を図るため、原子力施設全体の安全衛生管理体制を確立し、すべての関係請負人を含めた安全衛生対策の徹底を図る。等

〇アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none">・転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。・卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）・介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	<ul style="list-style-type: none">・増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。・転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none">・「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none">・母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(工) 業種別の労働災害防止対策の推進</p>	<p>アウトカム指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組み建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組み製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
<p>(カ) 労働者の健康確保対策の推進</p>	<p>アウトカム指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ・勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする ・50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<p>(指標は立てず) 労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</p>
<p>(キ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p>	<p>アウトカム指標</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・（労働安全衛生）法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。 ・法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したも

(R5年3月)

2

令和4年福井県内の労働災害発生状況

(1) 概況

① 福井県における令和4年の労働災害は…

休業4日以上之死傷者数は2159人(前年比1204人増)、新型コロナウイルス感染症によるもの(以下「コロナ関連」という。)を除いても925人(前年比59人増)となっています。死亡者数は10人(前年比3人増)となっています。

② 死傷者925人(コロナ関連除く)を業種別にみると…

第三次産業	424人	(令和3年比	29人増、	7.3%増)
商業	157人	(同	12人増、	8.3%増)
保健衛生業	123人	(同	21人増、	20.6%増)
接客娯楽業	43人	(同	1人減、	2.3%減)
製造業	230人	(同	33人増、	16.8%増)
建設業	127人	(同	20人減、	13.6%減)
運輸交通業	114人	(同	15人増、	15.2%増)
道路貨物運送業	105人	(同	15人増、	16.7%増)

などとなり、第三次産業、製造業、運輸交通業などで増加が認められました。



③ 死傷者925人を事故の型別にみると…

「転倒」が314人(令和3年比19.8%増)、「墜落・転落」が135人(同16.1%減)、「はさまれ・巻き込まれ」が94人(11.9%増)となっています。

④ 死傷者925人を業種別・事故の型別にみると…

製造業では、「転倒」が57人、「はさまれ・巻き込まれ」が48人
 (「はさまれ・巻き込まれ」では、特に、一般動力機械等へのはさまれ・巻き込まれが多い)
 (製造業全体に占める割合：19.1%)
 建設業では、「墜落・転落」が32人(特に、はしごや脚立などからの墜落・転落が多い)
 (建設業全体に占める割合：25.2%)
 商業では、「転倒」が86人(特に、床や通路での滑り・つまずきによる転倒が多い)
 (商業全体に占める割合：54.8%)
 道路貨物運送業では、「墜落・転落」が39人(特に、トラックの荷台などからの墜落・転落が多い)
 (道路貨物運送業全体に占める割合：37.1%)
 保健衛生業では、「転倒」が63人(特に、床や通路での滑り・つまずきによる転倒が多い)
 (保健衛生業全体に占める割合：51.2%)

⑤ 死亡者10人を業種別にみると…

製造業4人、建設業3人、道路貨物運送業2人、社会福祉施設1人となっています。



(2) 令和4年労働災害発生状況（確定値）

福井労働局

業種	署年	福井署				敦賀署				武生署				大野署				合計				前年同月比		
		令和4年		令和3年		令和4年		令和3年		令和4年		令和3年		令和4年		令和3年		令和4年		令和3年		死亡	休業	増減率
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業					
合計		5	1267	4	542		419	3	152	4	345		198	1	128		63	10	2159	7	955	3	1204	126.1%
製造業	食料品製造		14		15		7		5		13		3		3		3		37		26		11	42.3%
	繊維工業		17		19		2		3		9		3		5		1		33		26		7	26.9%
	衣服その他の繊維		23		4						1		2					24		6		18	300.0%	
	木材・木製品		3		1		2		1	1	4		1		4			1	13		3	1	10	333.3%
	家具・装備品	1	4		3		2		2		3		1		1		1	1	10		7	1	3	42.9%
	パルプ等		6		1				1		4		1		1				11		3		8	266.7%
	印刷・製本		4		3														4		3		1	33.3%
	化学工業		11		24		1			1	9		8		2		1	1	23		33	1	-10	-30.3%
	窯業土石		6		3		2		1		3		1				1		11		6		5	83.3%
	鉄鋼業				1		1				1		1		1		2		3		4		-1	-25.0%
	非鉄金属		1		1		1		1		1		1						3		3			
	金属製品		18		15				1	1	10		7		1		1	1	29		24	1	5	20.8%
	一般機械器具		11		12						10		4						21		16		5	31.3%
	電気機械器具		4		3		2		1		13		13						19		17		2	11.8%
	輸送機械製造						1				4		5						5		5			
	電気・ガス																							
	その他の製造		11		13						5		3		1		1		17		17			
小計		1	133		118		21		16	3	90		54		19		11	4	263		199	4	64	32.2%
鉱業							2				1							3				3		
建設業	土木工事		22		28		20	2	14		8		13		9		19		59	2	74	-2	-15	-20.3%
	建築工事	1	31	1	33		7		5		15		15	1	7		6	2	60	1	59	1	1	1.7%
	うち木造家屋建築		7		6		1		1		4		3	1	3		2	1	15		12	1	3	25.0%
	その他の建設	1	19		12		22		21		4		9		2		2	1	47		44	1	3	6.8%
小計		2	72	1	73		49	2	40		27		37	1	18		27	3	166	3	177	-11	-6.2%	
運輸交通業	鉄道等				1		3		2									3		3				0.0%
	道路旅客		3		3		4		2		1		1					8		6		2	33.3%	
	道路貨物運送	1	67	2	67		22		12	1	14		11		4		2	107	2	90		17	18.9%	
	その他の運輸交通																							
小計		1	70	2	71		29		16	1	15		12		4		2	118	2	99		19	19.2%	
貨物取扱	陸上貨物				4															4		-4	-100.0%	
	港湾運送業						2		3									2		3		-1	-33.3%	
	小計				4		2		3									2		7		-5	-71.4%	
農林業	農業		1		1		2				3		2		2			8		3		5	166.7%	
	林業		3		4		1	1	1		6		6		4		3	14	1	14	-1			
	小計		4		5		3	1	1		9		8		6		3	22	1	17	-1	5	29.4%	
畜産・水産業		2				2		3		1		1					5		4		1	25.0%		
第三次産業※	商業		104	1	93		25		22		44		25		8		5	181	1	145	-1	36	24.8%	
	うち小売業		74	1	69		19		19		29		25		8		4	130	1	117	-1	13	11.1%	
	金融広告業		11		2						1							12		2		10	500.0%	
	映画・演劇業										1							1				1		
	通信業		7		8				4		4		5		1			12		17		-5	-29.4%	
	教育研究		11		7		2				1						1	14		8		6	75.0%	
	保健衛生業	1	730		75		129		19		133		39		64		8	1	1056	141	1	915	648.9%	
	うち社会福祉施設	1	337		49		94		13		80		31		30		7	1	541	100	1	441	441.0%	
	接客娯楽業		37		25		24		7		8		8		3		6	72		46		26	56.5%	
	うち飲食店		28		10		16		3		7		3				2	51		18		33	183.3%	
	清掃・と畜		38		32		5		5		6		4		2		1	51		42		9	21.4%	
	うちビルメンテナンス業		16		16		4		4						1		1	21		21				
	官公署		1		1				1									1		2		-1	-50.0%	
	その他の事業		47		28		126		15		4		5		3		1	180		49		131	267.3%	
小計		1	986	1	271		311		73		202		86		81		22	1	1580	1	452	1128	249.6%	

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数

※第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

(3) 令和4年労働災害発生状況（確定値）（コロナ関連含まず）

福井労働局

業種	年	合計				前年同月比			合計 (コロナ関連含まず)				前年同月比 (コロナ関連含まず)		
		令和4年		令和3年		死亡	休業	増減率	令和4年		令和3年		死亡	休業	増減率
		死亡	休業	死亡	休業				死亡	休業					
合計		10	2159	7	955	3	1204	126.1%	10	925	7	866	3	59	6.8%
製造業	食料品製造		37		26		11	42.3%		33		26		7	26.9%
	繊維工業		33		26		7	26.9%		29		26		3	11.5%
	衣服その他の繊維		24		6		18	300.0%		5		6		-1	-16.7%
	木材・木製品	1	13		3	1	10	333.3%	1	13		3	1	10	333.3%
	家具・装備品	1	10		7	1	3	42.9%	1	9		7	1	2	28.6%
	パルプ等		11		3		8	266.7%		11		3		8	266.7%
	印刷・製本		4		3		1	33.3%		4		3		1	33.3%
	化学工業	1	23		33	1	-10	-30.3%	1	23		33	1	-10	-30.3%
	窯業土石		11		6		5	83.3%		11		6		5	83.3%
	鉄鋼業		3		4		-1	-25.0%		3		4		-1	-25.0%
	非鉄金属		3		3					3		3		0	0.0%
	金属製品	1	29		24	1	5	20.8%	1	27		24	1	3	12.5%
	一般機械器具		21		16		5	31.3%		19		16		3	18.8%
	電気機械器具		19		17		2	11.8%		19		17		2	11.8%
	輸送機械製造		5		5					4		5		-1	-20.0%
電気・ガス															
その他の製造		17		17					17		15		2	13.3%	
小計	4	263		199	4	64	32.2%	4	230		197	4	33	16.8%	
鉱業		3				3			3				3		
建設業	土木工事		59	2	74	-2	-15	-20.3%		44	2	60	-2	-16	-26.7%
	建築工事	2	60	1	59	1	1	1.7%	2	55	1	58	1	-3	-5.2%
	うち木造家屋建築	1	15		12	1	3	25.0%	1	15		12	1	3	25.0%
	その他の建設	1	47		44	1	3	6.8%	1	28		29	1	-1	-3.4%
小計	3	166	3	177		-11	-6.2%	3	127	3	147		-20	-13.6%	
運輸交通業	鉄道等		3		3					3		3			
	道路旅客		8		6		2	33.3%		6		6			
	道路貨物運送	2	107	2	90		17	18.9%	2	105	2	90		15	16.7%
	その他の運輸交通														
小計	2	118	2	99		19	19.2%	2	114	2	99		15	15.2%	
貨物取扱	陸上貨物				4		-4	-100.0%				4		-4	-100.0%
	港湾運送業		2		3		-1	-33.3%		2		3		-1	-33.3%
	小計		2		7		-5	-71.4%		2		7		-5	-71.4%
農林業	農業		8		3		5	166.7%		8		3		5	166.7%
	林業		14	1	14	-1				12	1	14	-1	-2	-14.3%
	小計		22	1	17	-1	5	29.4%		20	1	17	-1	3	17.6%
畜産・水産業		5		4		1	25.0%		5		4		1	25.0%	
第三次産業※	商業		181	1	145	-1	36	24.8%		157	1	145	-1	12	8.3%
	うち小売業		130	1	117	-1	13	11.1%		116	1	117	-1	-1	-0.9%
	金融広告業		12		2		10	500.0%		12		1		11	1100.0%
	映画・演劇業		1				1			1				1	
	通信業		12		17		-5	-29.4%		12		17		-5	-29.4%
	教育研究		14		8		6	75.0%		7		7			
	保健衛生業	1	1056		141	1	915	648.9%	1	123		102	1	21	20.6%
	うち社会福祉施設	1	541		100	1	441	441.0%	1	86		70	1	16	22.9%
	接客娯楽業		72		46		26	56.5%		43		44		-1	-2.3%
	うち飲食店		51		18		33	183.3%		25		17		8	47.1%
	清掃・と畜		51		42		9	21.4%		38		42		-4	-9.5%
	うちビルメンテナンス業		21		21					16		21		-5	-23.8%
	官公署		1		2		-1	-50.0%		1		2		-1	-50.0%
	その他の事業		180		49		131	267.3%		30		35		-5	-14.3%
小計	1	1580	1	452		1128	249.6%	1	424	1	395		29	7.3%	

(注)「休業」は休業4日以上の死傷者数 「死亡」は死亡者数で「休業」の内数

※第三次産業には運輸交通業及び貨物取扱業は含んでいません。

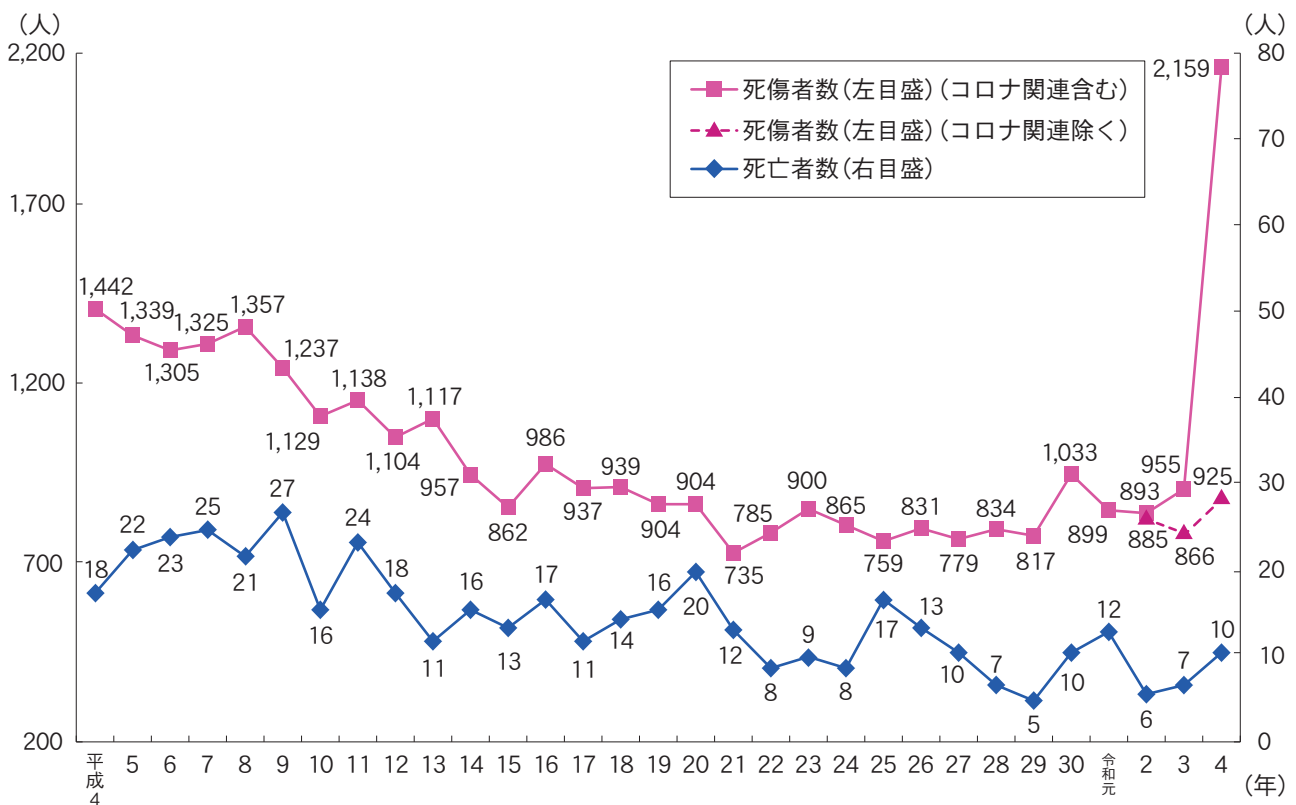
(4) 令和4年死亡災害発生状況（確定値）

番号	発生月	業種	事故の型	起因物	年代	職種	発生状況
1	3月	製造業 (プラスチック 製品製造業)	火災	分類不能	50代	製造工	製造を行っていた木造瓦葺平屋建ての工場から出火し、建屋が全焼し、工場内にいた被災者が死亡した。
2	3月	一般貨物 自動車運送業	交通事故	トラック	50代	運転者	被災者が3トントラックを運転して国道を走行していたところ、被災者が運転していた3トントラックが中央線を越えて対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーと正面衝突した。
3	3月	社会福祉施設	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の動力 クレーン等	60代	介護補助者	浴槽のお湯張り作業において、お湯の温度を直接手で確認するため、被災者が車いすを載せて昇降させる設備を下げながら、昇降させる設備に取り付けられた手すりの下に体を入れて浴槽のお湯を確認しようとしたところ、下がってきた手すり浴槽の縁に右肩と首を挟まれた。
4	4月	その他の 建設業	墜落・転落	その他の 仮設物・ 建築物・ 構築物等	40代	配管工	工場の不要な配管を撤去する工事において、被災者が配管を切断する作業をしていたところ、立ち位置を移動する際に足場になっていた配管から約5.2メートル下の地面に墜落した。
5	6月	木造家屋建築 工事業	崩壊・倒壊	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	20代	土工	平屋の木造建屋の建て方作業中、移動式クレーンでつり上げた棟木を南北方向に4本並んだ柱上に載せる作業を行っていた時に、北側2本目の柱と接続していた梁及び柱がねじれて倒壊し、落下箇所で作業していた被災者の頭部にぶつかった。
6	6月	特定貨物 自動車運送業	墜落・転落	建築物、 構築物	40代	運転者	道路舗装工事に必要なアスファルトをダンプトラックで運搬していた被災者と連絡が取れなくなったため、工事関係者で被災者を探したところ、工事現場付近の橋の付近にダンプトラックが停車しており、その橋の直下で被災者が発見された。
7	8月	その他の木材・ 木製品製造業	高温・低温の 物との接触	高温・ 低温環境	50代	梱包工	倉庫において、被災者は出荷する建材の運搬補助作業、梱包作業を行っていたが、夕方に体調不良を訴え、休憩をとった。その後休憩室で椅子に座って休んでいたが、同僚が休憩室で意識混濁した被災者を発見し、病院に救急搬送されたが、翌日に死亡した。
8	8月	鉄骨・鉄筋 コンクリート 造家屋 建築工事業	墜落・転落	屋根、はり、 もや、けた、 合掌	60代	板金工	被災者は倉庫の新築工事現場で屋根工事に従事していたところ、約9メートル下に墜落した。
9	10月	木製家具 製造業	飛来・落下	フォーク リフト	60代	木材加工工	商品のピッキングのために被災者が倉庫に立ち上がったところ、そこでフォークリフトを運転していた運転者が気づいて急ブレーキをかけて停止した。その反動で運搬していた荷が傾き、そのまま被災者に向かって落下した。
10	12月	その他の金属 製品製造業	はさまれ・ 巻き込まれ	その他の 金属加工用機械	60代	金属工作 機械工	自動運転中の鋼材加工用機械に注油するため、機械の囲いの中に立ち入り頭部が作動中の装置にはさまれた。

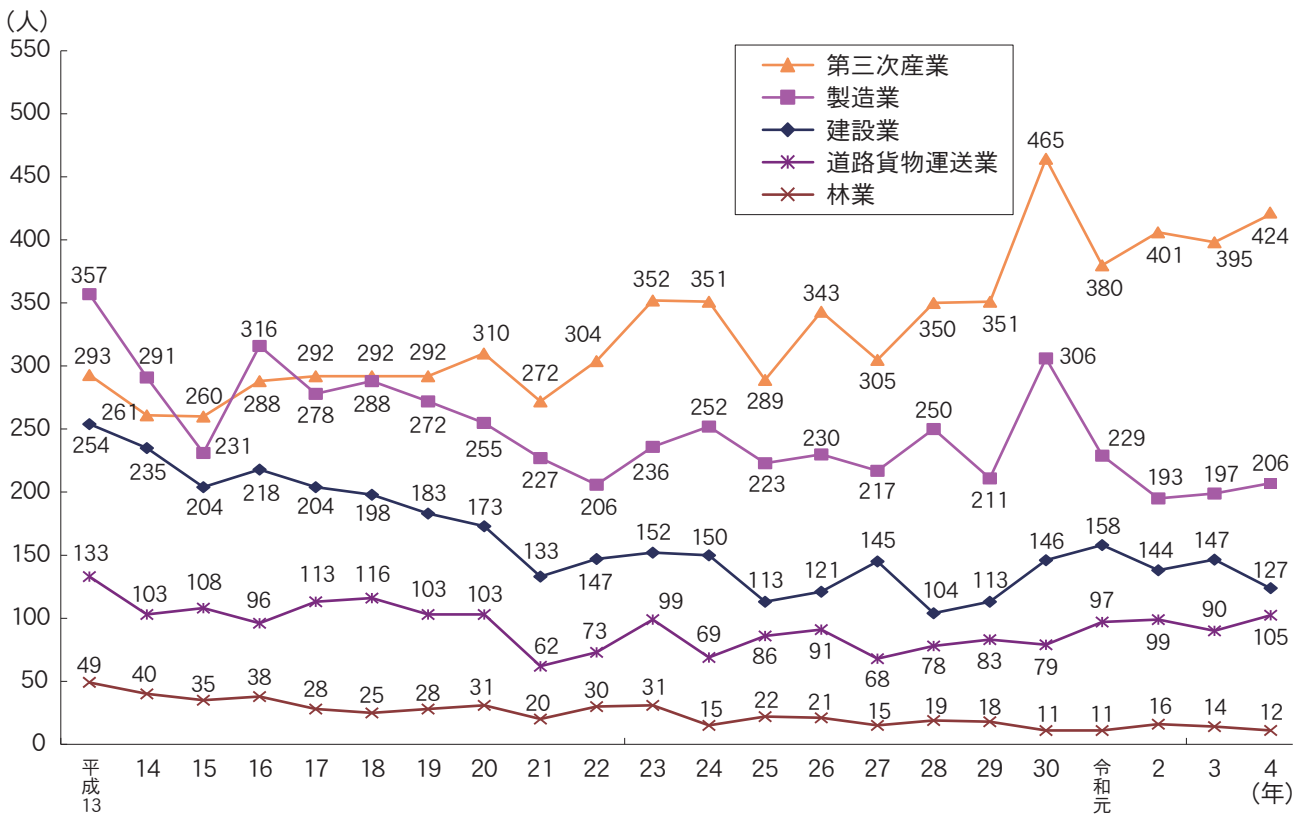
(確定値 なお、昨年の死亡者7名)

(5) 死傷者数・死亡者数の推移

① 全産業における休業4日以上の死傷者数・死亡者数の推移

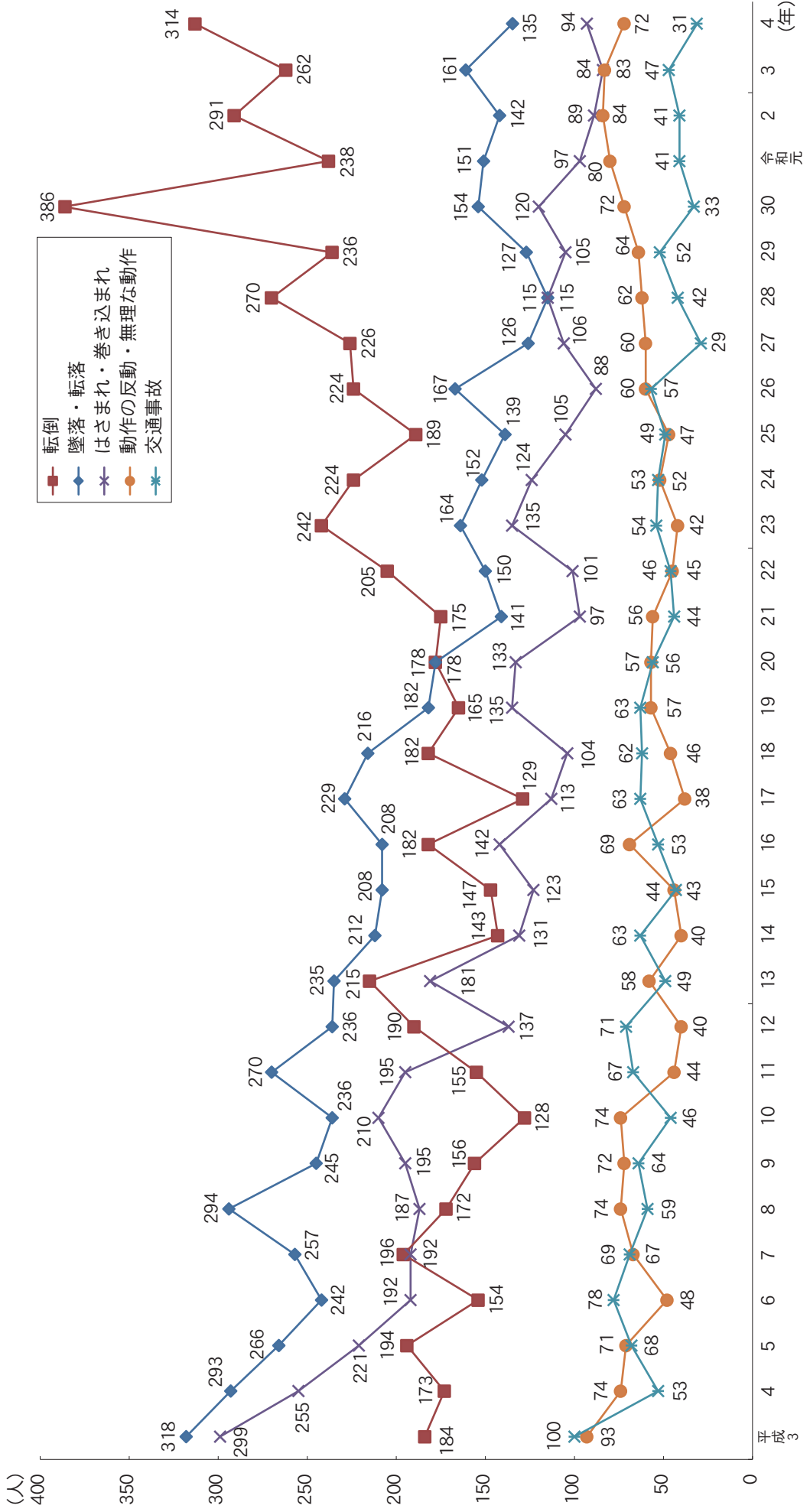


② 主要な業種別の休業4日以上の死傷者数の推移(コロナ関連除く)

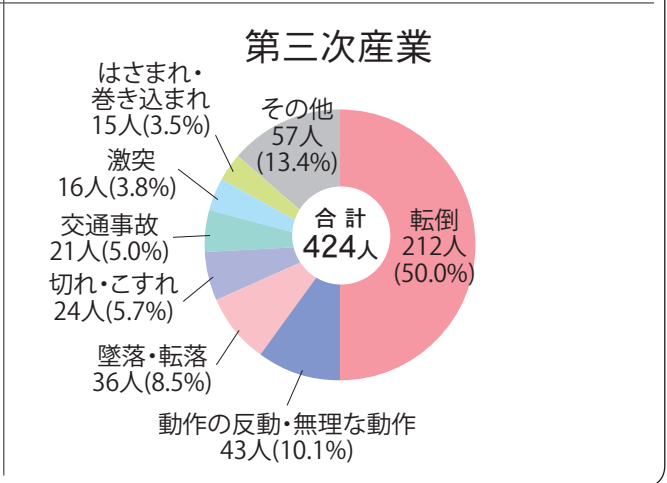
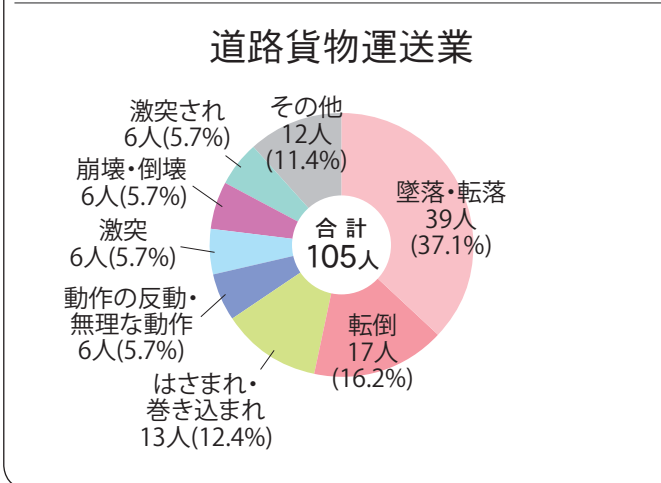
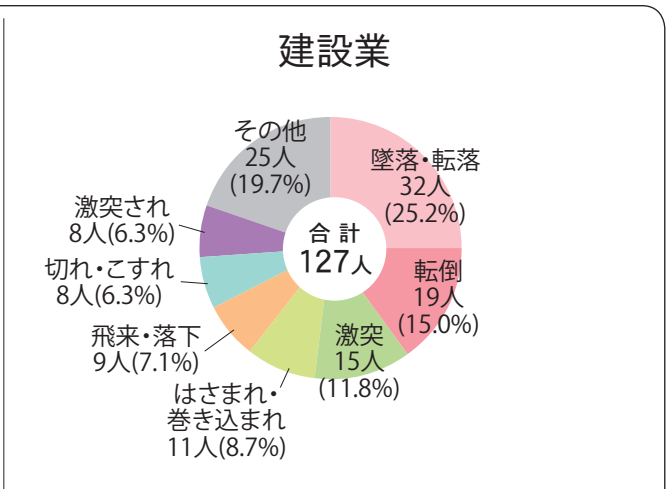
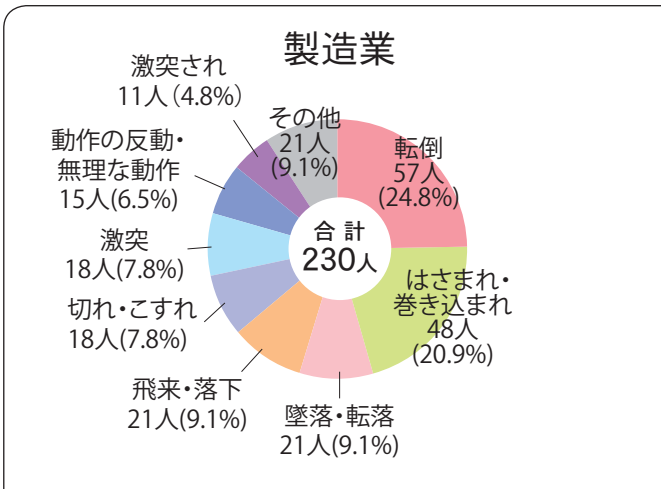
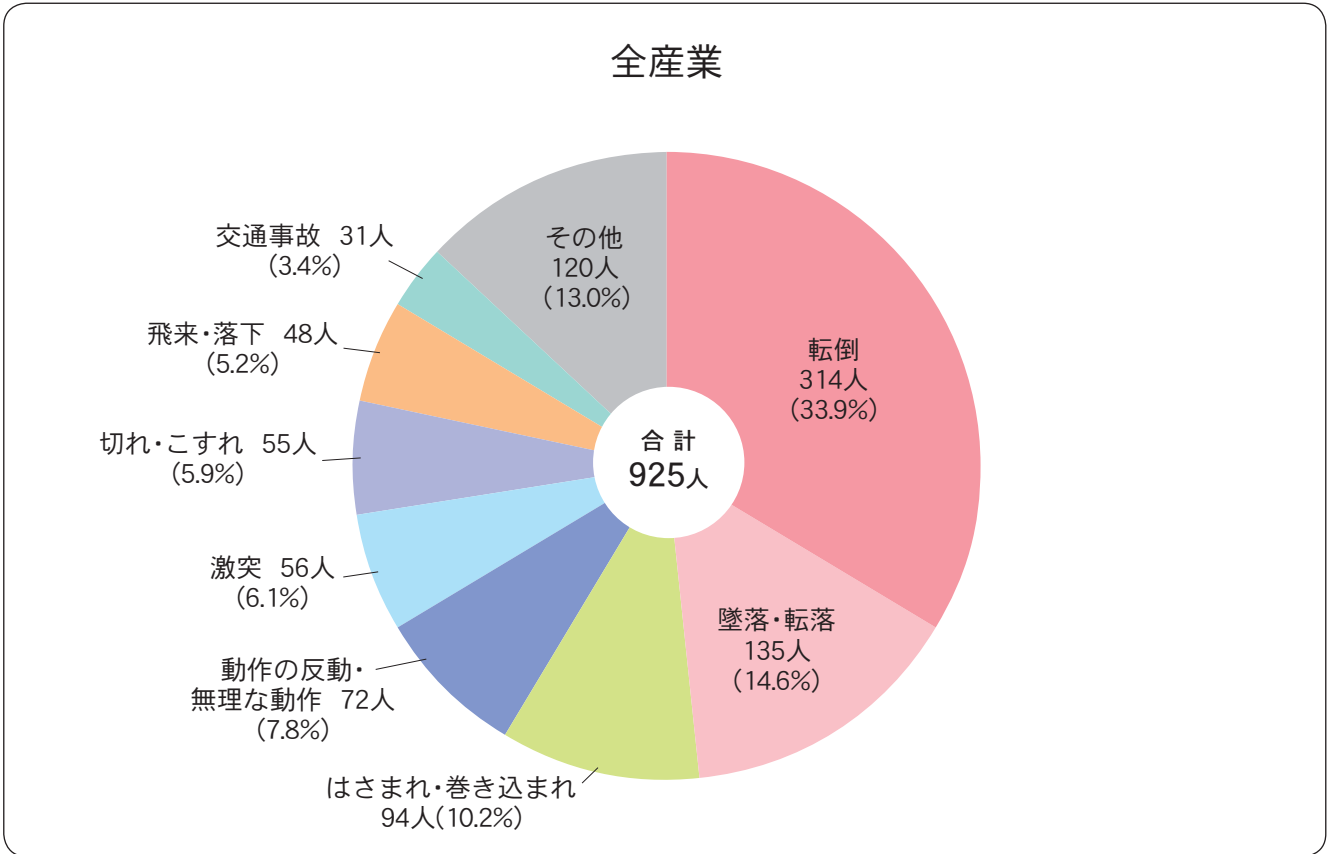


(6) 主な事故の型別の死傷者数の推移

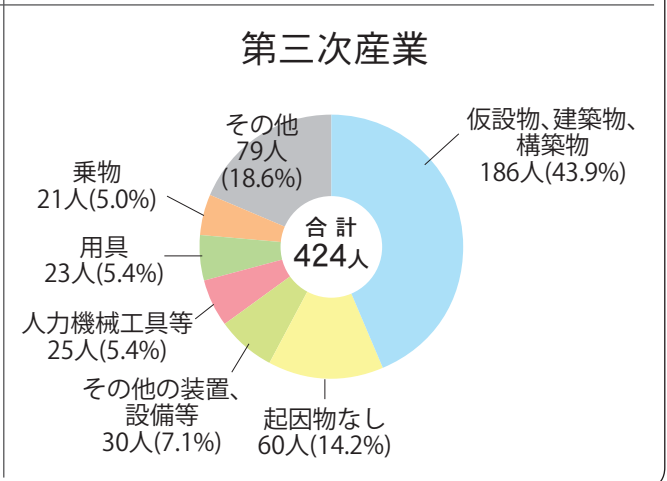
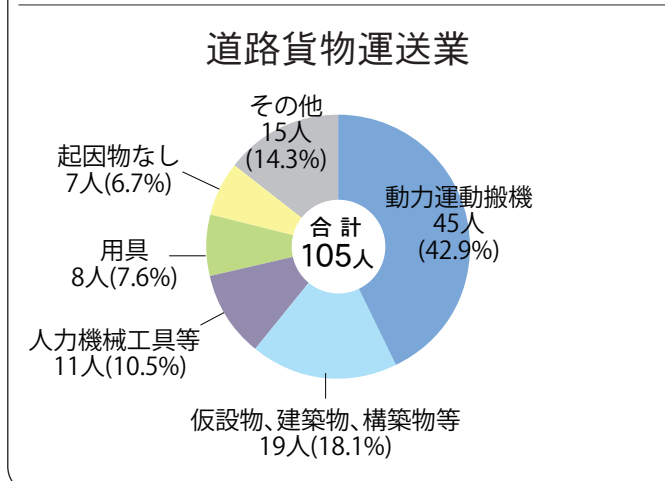
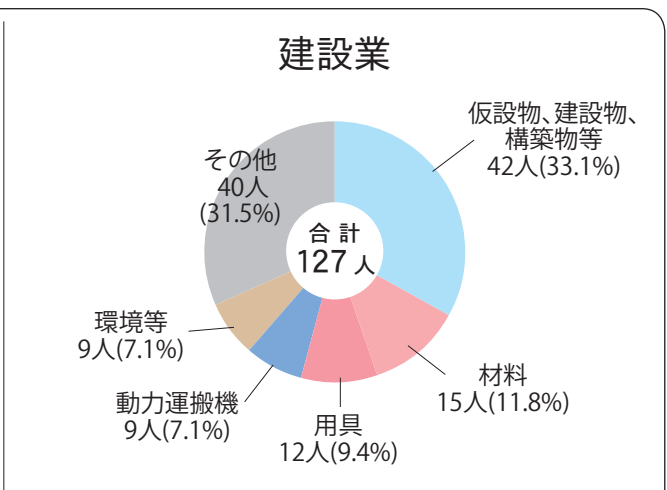
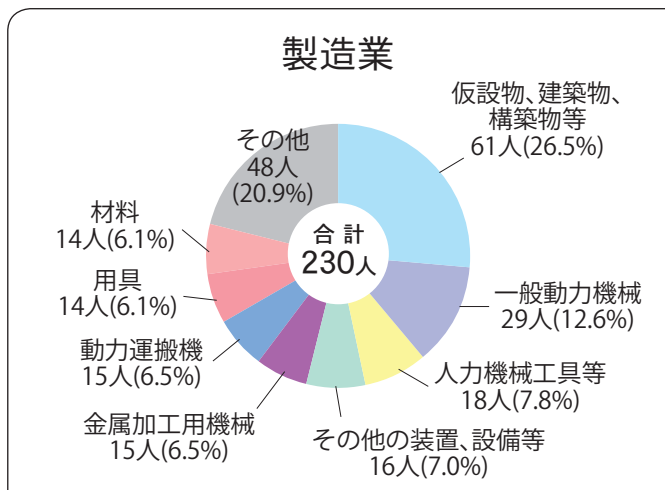
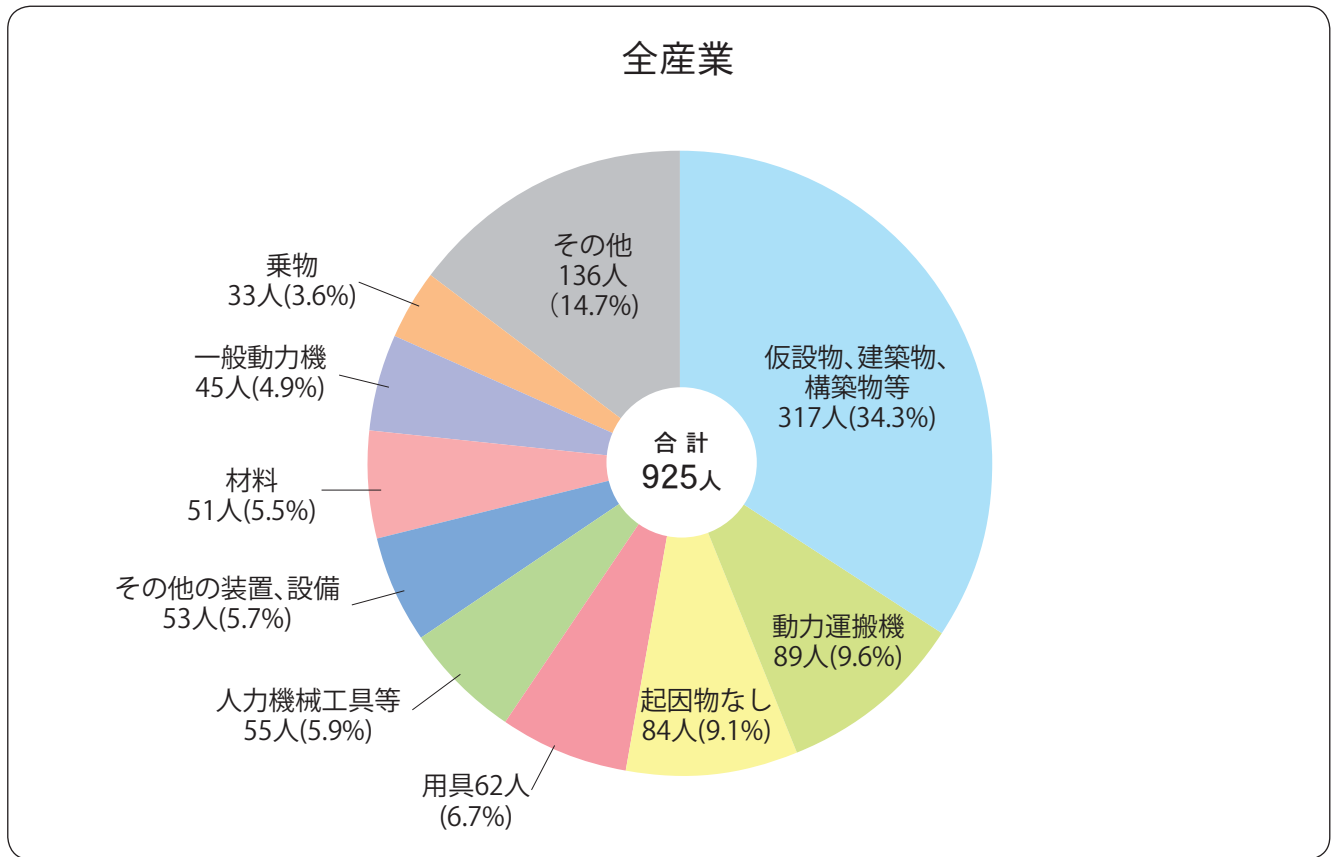
- 平成 19 年までは、最も多い災害は墜落・転落であり、以降転倒災害が最も多い災害となっている。転倒災害が増加しているのは、高齢労働者が増加していることが要因の一つとして考えられる。
- 平成 30 年の転倒災害が多発しているのは豪雪であったため、雪、凍結による転倒が多発したと考えられる。
- 動作の反動・無理な動作は近年増加傾向にある。転倒災害と同様に高齢労働者の増加が要因として考えられる。



(7) 令和4年 事故の型別労働災害発生割合

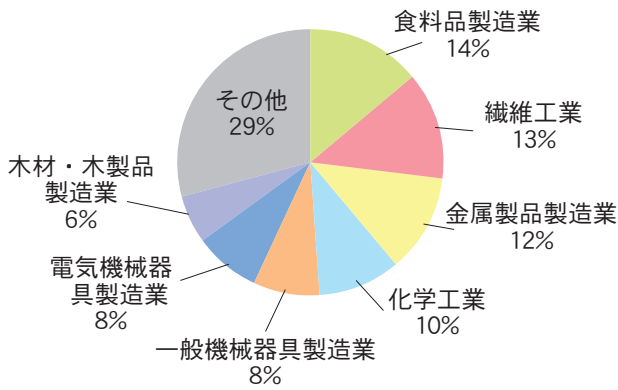


(8) 令和4年 起因物別労働災害発生割合

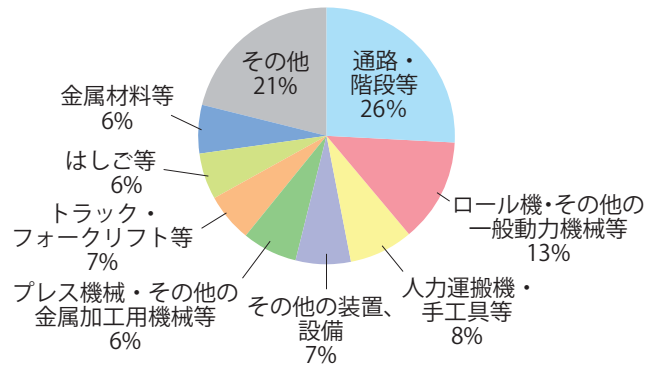


(9) 令和4年 製造業における労働災害発生状況

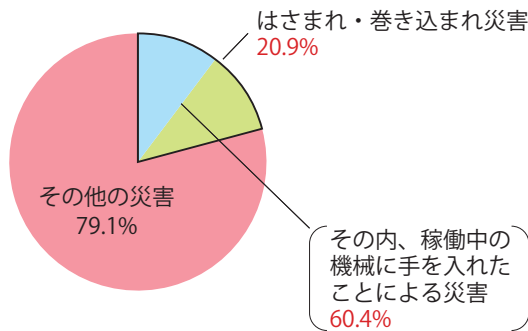
製造業の業種別災害発生割合



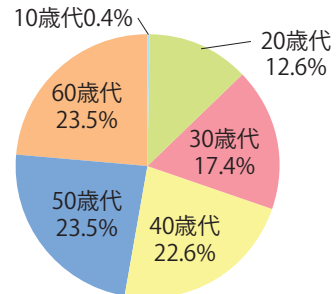
起因物別(小分類)災害発生割合



稼働中の機械によるはさまれ・巻き込まれ災害発生割合

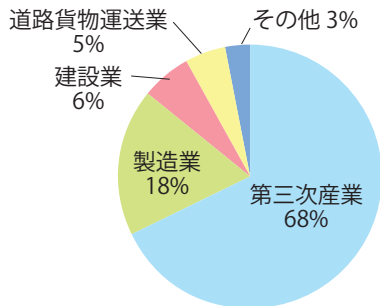


年齢別災害発生割合

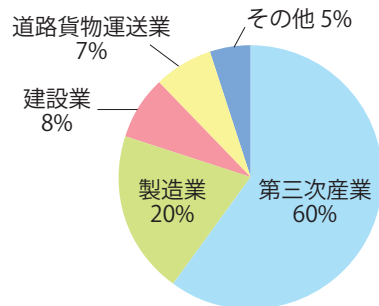


※事故の型別災害発生割合については、P11に掲載。起因物別の災害発生割合は、P12の中分類のものを小分類に表記したものの。

〈参考〉業種別転倒災害発生割合



業種別高年齢労働者災害発生割合



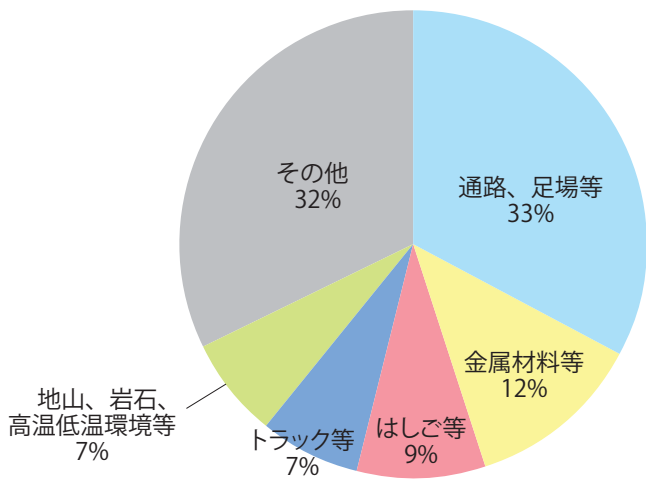
製造業の中で特に災害が多いのは、食料品製造業、繊維工業、金属製品製造業、化学工業である。起因物別での災害発生割合では、通路、階段等やはしご等、一般動力機械等による災害が多く、通路に置いてあった材料箱につまずいての転倒災害や一般動力機械へのはさまれ・巻き込まれ災害が多く発生している。

例年製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しており、その内6割が稼働中の機械に手などを入れたことによる災害である。

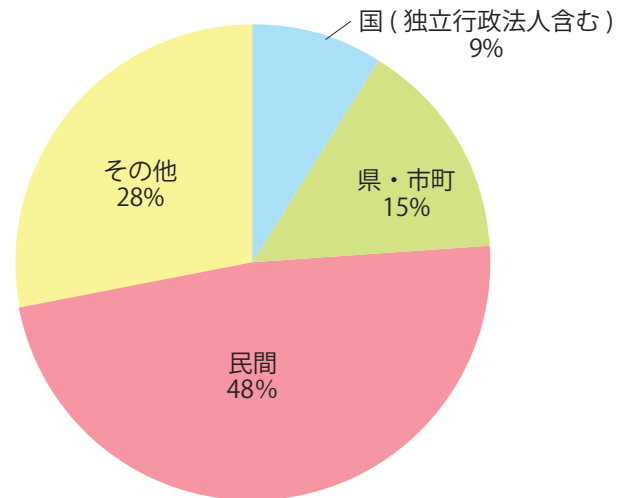
なお、令和4年の製造業については、転倒災害がはさまれ・巻き込まれ災害よりも多く発生しており、業種別では第三次産業の次に多く発生している。

(10) 令和4年 建設業における労働災害発生状況

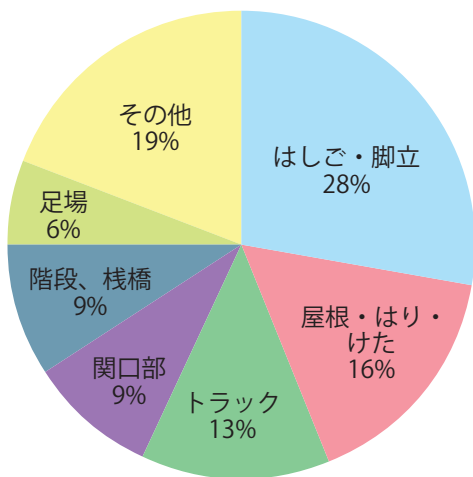
起因物別（小分類）災害発生割合



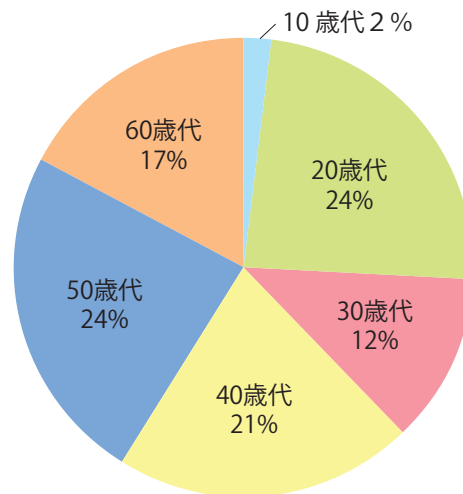
発注者別災害発生割合



墜落災害の起因物別発生割合



年齢別災害発生割合



※事故の型別災害発生割合については、P11に掲載。起因物別の災害発生割合は、P12の中分類のものを小分類に表したものです。

建設業で最も多い災害は墜落・転落災害で建設業全体の3分の1を占めます。起因物では通路や屋根、金属材料等による災害が多く発生しています。

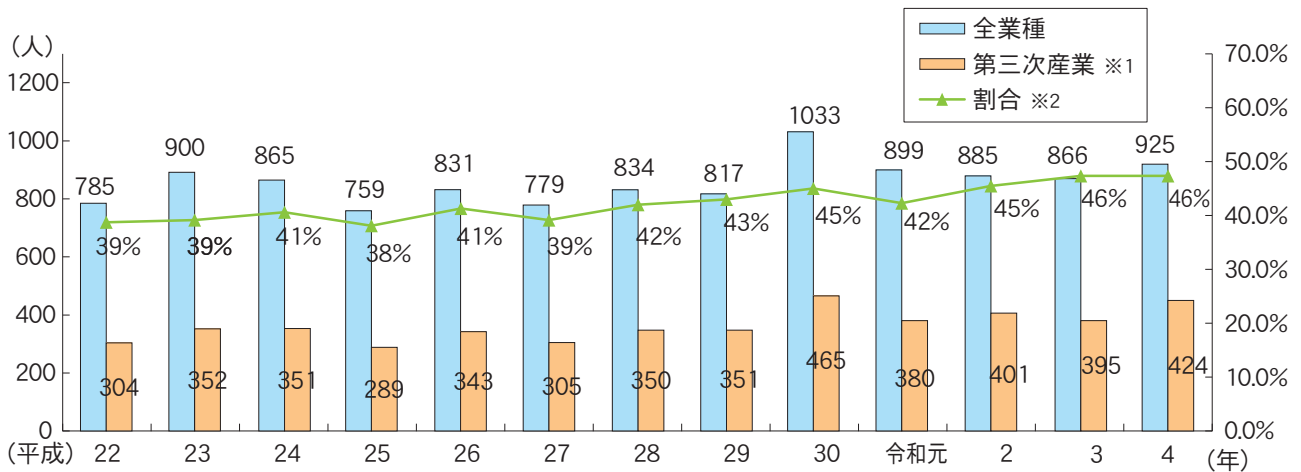
「はしご・脚立」からの墜落・転落災害が最も多く、次いで「屋根・はり・けた」、「トラック」の順となっており、この3種類の起因物で墜落・転落災害の半分以上を占めています。

また、発注者別では民間工事、その他で7割以上を占めており、その他には土場整理作業が含まれ、土場での災害が多く発生しています。

(11) 第三次産業における労働災害発生状況

① 第三次産業における死傷者数の推移は怎么样了か。

休業4日以上の死傷者数は925人（前年比59人増）、うち第三次産業は424人（前年比29人増）です。

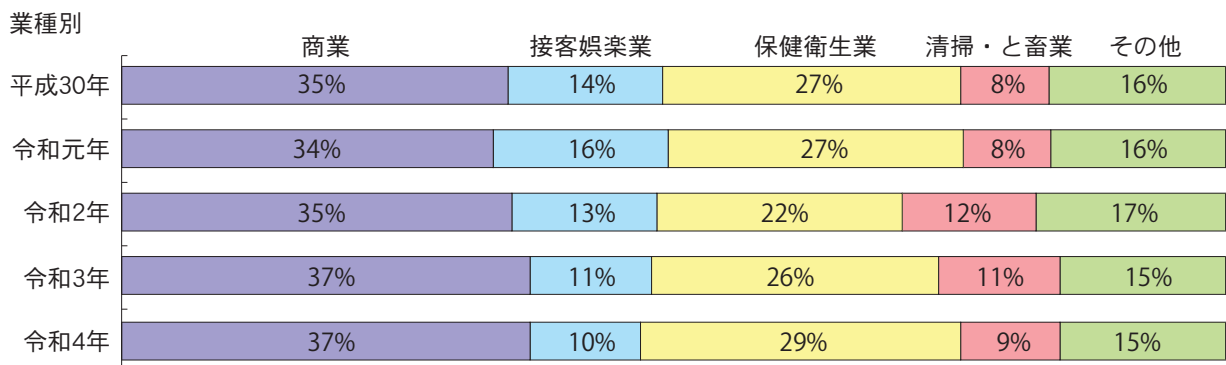


※1：この表における「第三次産業」とは、労働基準法の別表1による業種区分から、製造業（電気・ガス・水道業、物の加工・修理業を含む）、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除いたすべての業種を指す。

※2：全産業に占める第3次産業の割合

② 第三次産業で死傷災害が多い業種は何ですか。

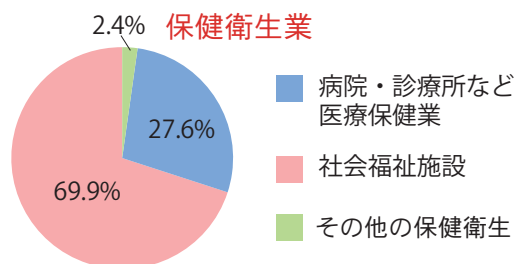
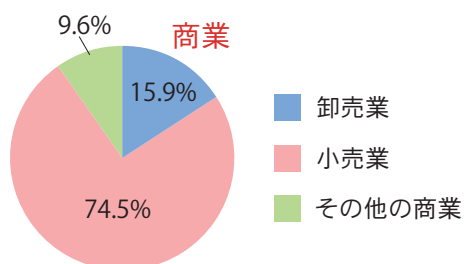
「商業」、「接客娯楽業」、「保健衛生業」、「清掃・と畜業」で8割以上を占めています。



③ 割合が多い商業や保健衛生業では、どんな業種で死傷災害が多いのですか。

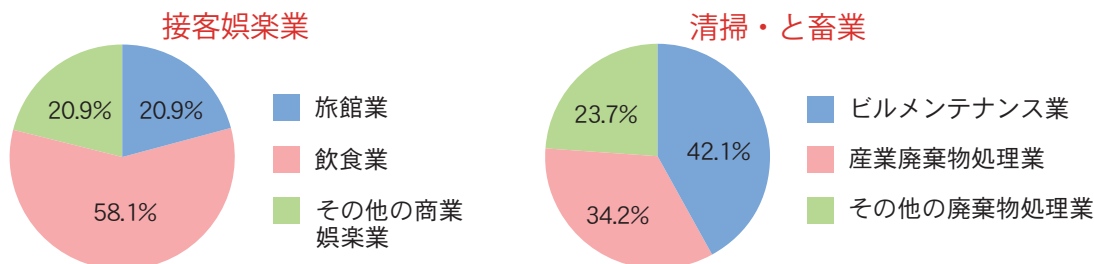
「商業」の中では、小売業が7割以上を占めています。

「保健衛生業」では、社会福祉施設が約7割を占めていますが、病院や診療所などの医療保健業にも多く発生しています。



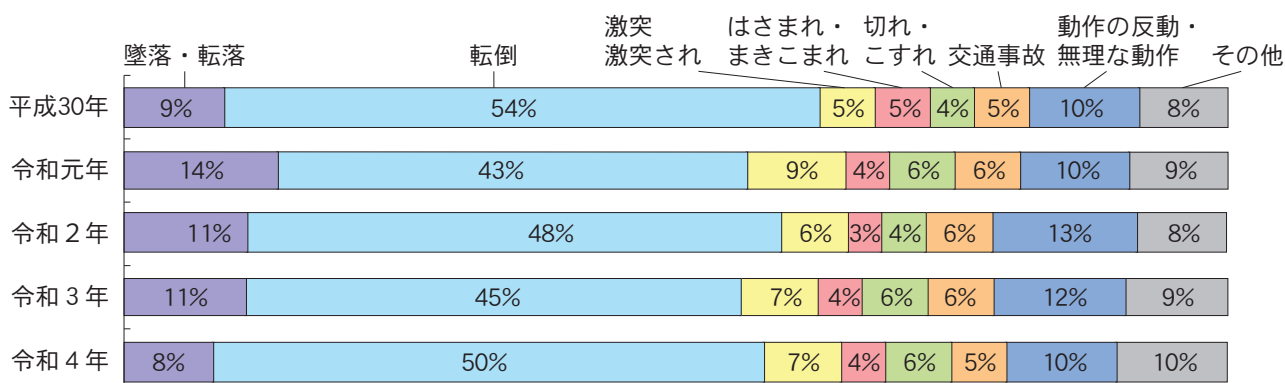
④ 「接客娯楽業」や「清掃・と畜業」とは、どんな業種ですか。

「接客娯楽業」とは、旅館、料理店・飲食店、接客業又は娯楽の事業のことですが、旅館業と飲食店で8割近くを占めています。その他の接客娯楽業には、ゴルフ場やパチンコ店など遊技場が含まれます。
 「清掃・と畜業」とは、焼却、清掃又はと畜場の事業のことですが、ビルメンテナンス業と産業廃棄物処理業で7割以上を占めています。その他の廃棄物処理業とは、ごみ収集運搬業や死亡獣畜取扱業が含まれます。



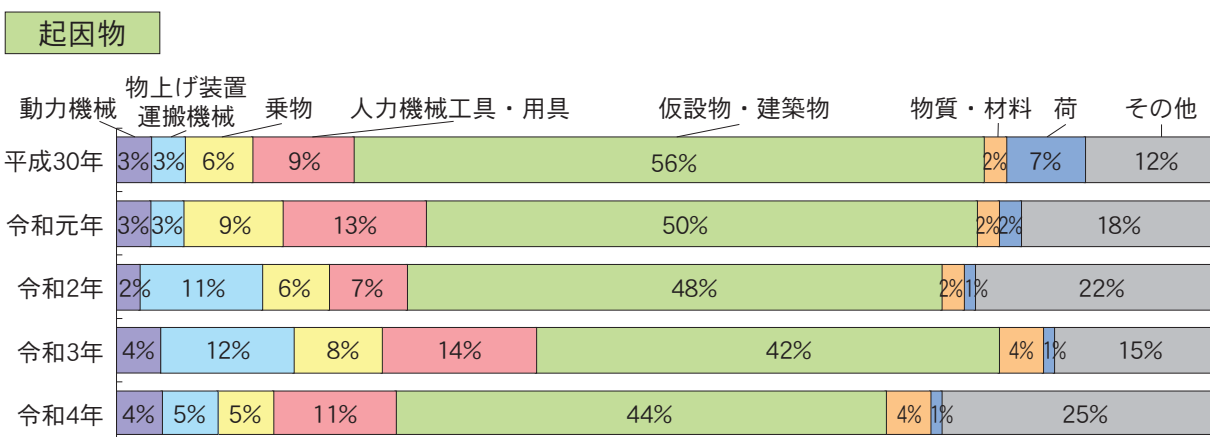
⑤ 第三次産業では、どんな死傷災害が多いのですか。

転倒が半分を占めています。
 「動作の反動・無理な動作」は、荷等を持ち上げ腰痛となったものや足などをひねり腱などを断裂したものが含まれます。
 脚立や椅子などからバランスを崩して落ちるといった「墜落・転落」による死傷災害も発生しています。



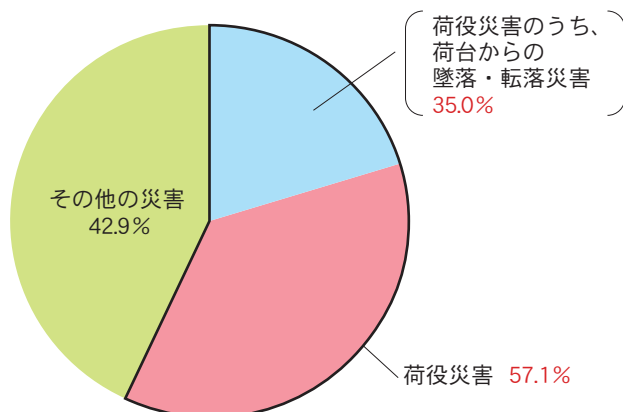
⑥ 第三次産業では、何が死傷災害の原因となっていますか。

「仮設物・建築物」が起因物となる死傷災害が、約半分を占めています。
 「仮設物・建築物」には、通路、階段、足場、溝などが含まれます。



(12) 令和4年 道路貨物運送業における労働災害発生状況

道路貨物運送業の荷役作業災害発生割合



道路貨物運送業では、荷役作業におけるトラック荷台からの墜落・転落災害が例年多く発生しています。令和4年は、荷役災害が全体の57.1%を占め、その内墜落・転落災害が35.0%を占めています。

(13) 冬季特有の労働災害発生状況

	H29.12-H30.2	H30.12-H31.2	R1.12-R2.2	R2.12-R3.2	R3.12-R4.2
冬季特有災害	161	5	11	49	52
うち転倒災害	124	3	6	36	39
12-2月の福井市の平均気温（日最低）	氷点下0.1℃	1.9℃	3.1℃	1.5℃	0.7℃

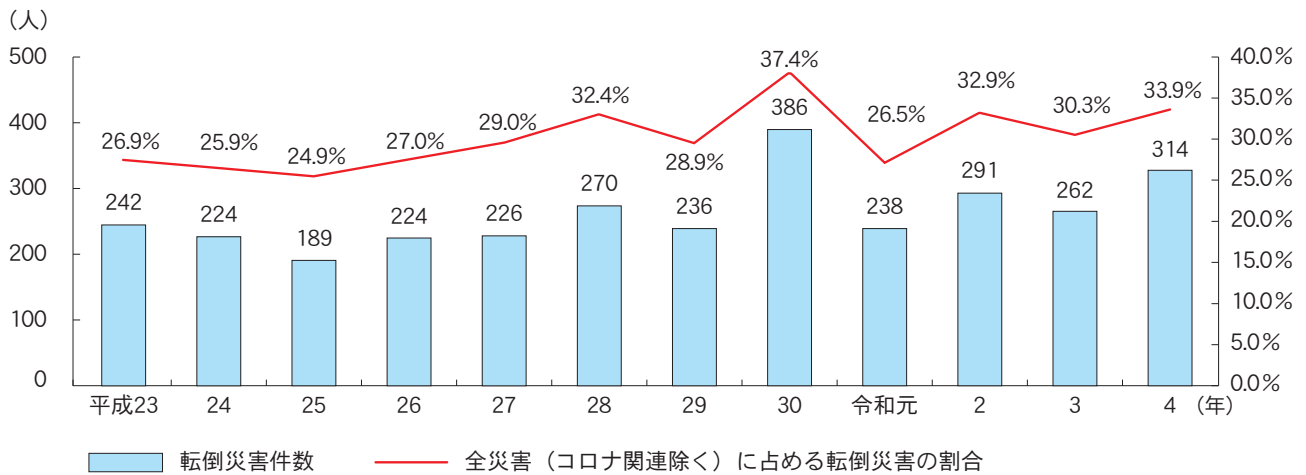
※冬季特有災害とは、冬季における積雪、凍結等に起因して発生する労働災害のことであり、平成29年12月～平成30年2月は豪雪の影響から冬季特有災害が多発しています。

(14) 交通労働災害の発生状況

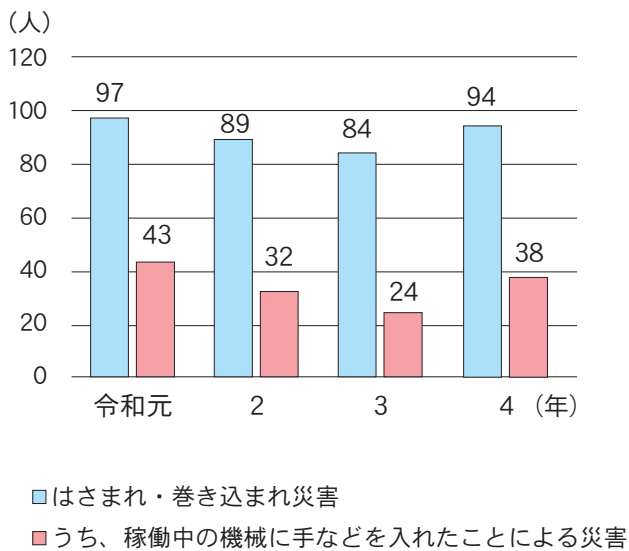
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
交通労働災害による死亡災害発生件数	0	1	2	4	1

死傷災害	令和3年	令和4年	増減
全産業	49	34	-15
道路貨物運送業	6	4	-2
道路旅客運送業	0	0	0
通信業	6	4	-2
金融業	1	0	-1
小売業	6	4	-2

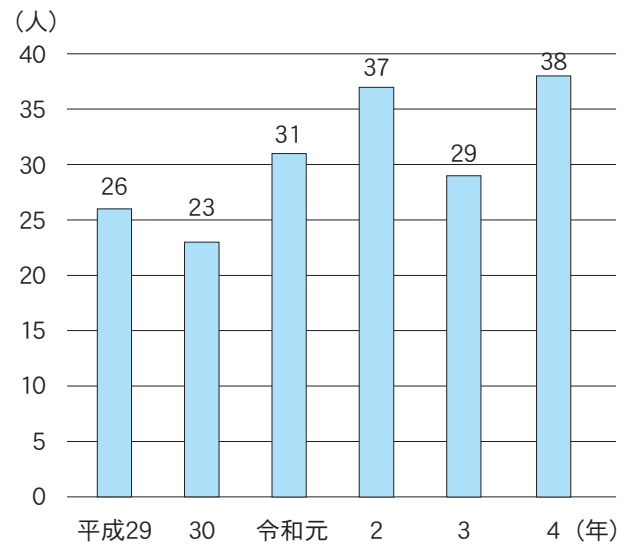
(15) 転倒災害発生状況（全業種）



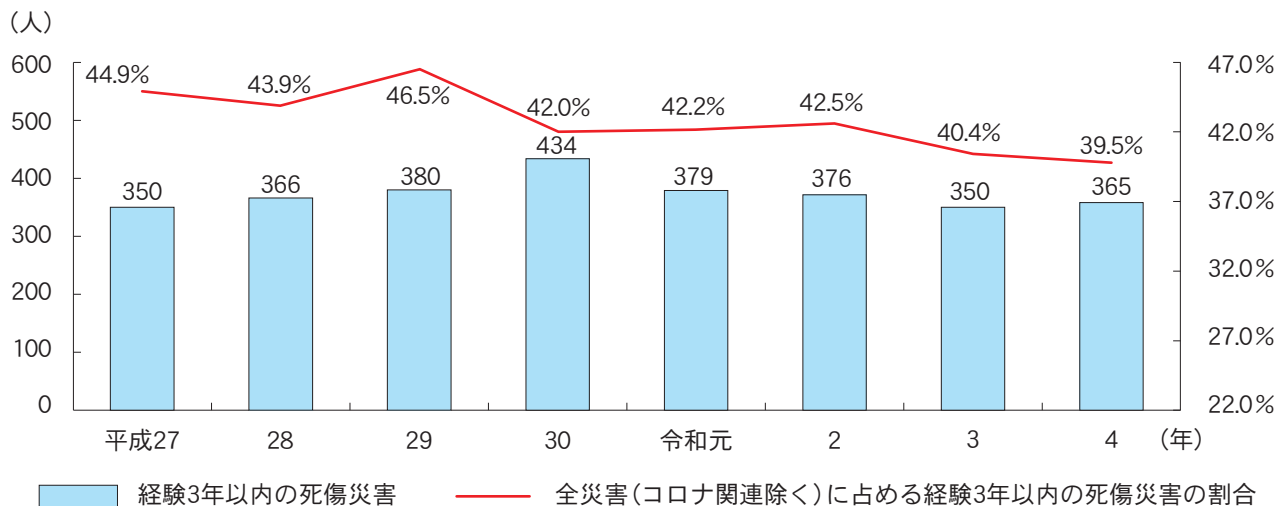
(16) はさまれ・巻き込まれ災害発生状況（全業種）



(17) 外国人労働者の労働災害発生状況（全業種）



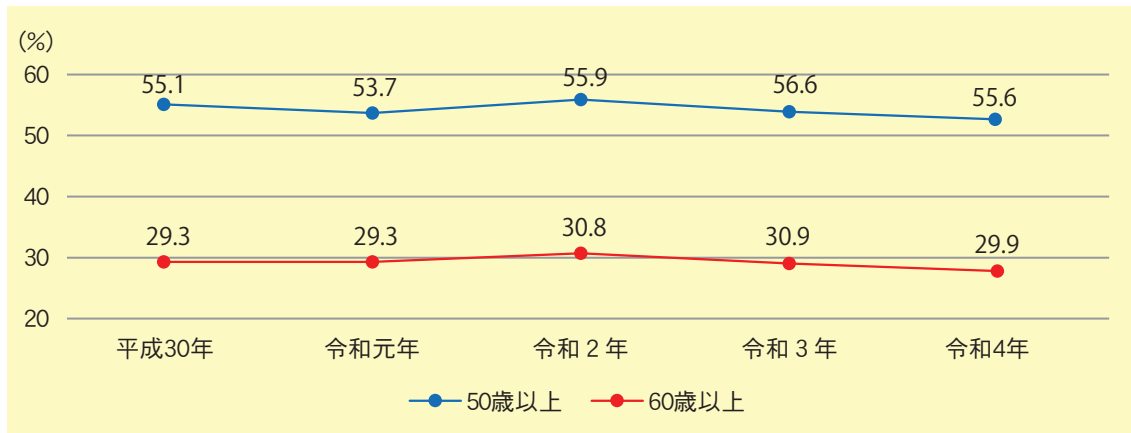
(18) 経験3年以内の労働災害発生状況（全業種）



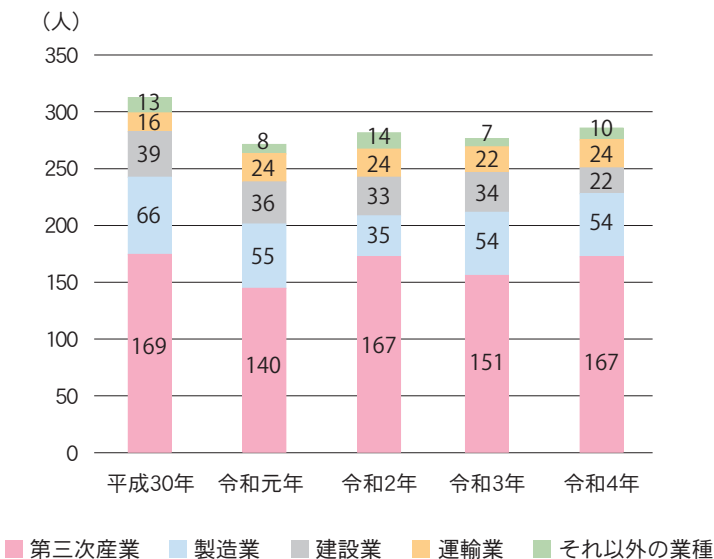
(19) 高齢労働者の労働災害発生状況

※厚生労働省が策定した、エイジフレンドリーガイドラインでは60歳以上を高年齢労働者としています。

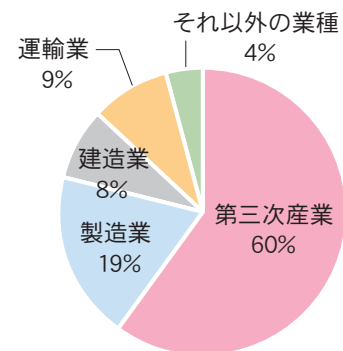
① 高齢労働者の災害発生状況



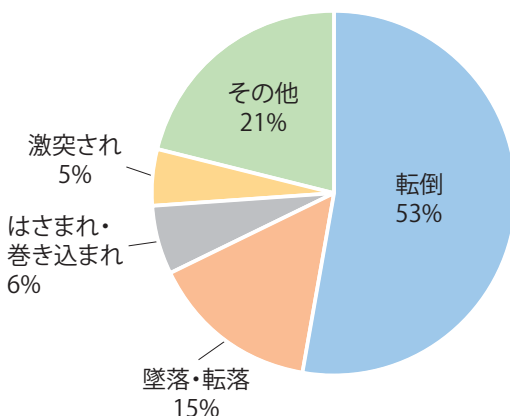
② 高齢労働者の業種別労働災害発生状況



令和4年業種別災害発生割合



③ 令和4年 高齢労働者事故の型別災害発生割合



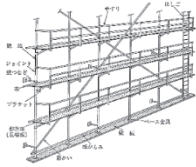
高齢労働者の災害は約3割であり、50歳代も加えると全体の半数以上を占めています。業種別では、第三次産業が最も多く高齢労働者災害の6割を占めています。事故の型別では、「転倒」が半数以上を占めています。

〈資料〉労働安全衛生規則等の改正について

○建設業における墜落・転落災害防止対策の強化に関する改正

1. 一側足場の使用範囲を明確化

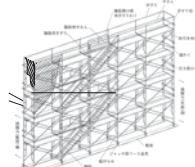
主に狭あいな現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生している(※)ことを踏まえ、本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用を義務付けるもの。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではないこととするもの。



一側足場の例((一社)仮設工業会より提供)



本足場の例((一社)仮設工業会より提供)



(※)令和元年～3年に発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち、8件が一側足場からのもの。

2. 足場の点検を行う際、点検者を指名することを義務付け

足場(つり足場を含む。以下同じ。)からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けるもの。

3. 足場の完成後等の足場の点検後に記録すべき事項に点検者の氏名を追加

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項(現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容)に、当該点検者の氏名を追加するもの。

4. 施行日等

公布日:令和5年3月14日

施行期日:1については令和6年4月1日、2及び3については令和5年10月1日

○陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する改正

1. 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲を拡大

現行、最大積載量5トン以上の貨物自動車について、昇降設備の設置義務及び荷役作業を行う労働者に保護帽を着用させる義務が規定されているところ、それらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量5トン以上の貨物自動車から、2トン以上のものに拡大するもの。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、上記のうち、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられている箇所以外の箇所で行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの(テールゲートリフターを使用するときに限る。)とするもの。



昇降設備の例

2. テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育を義務化

荷役作業に使用されるテールゲートリフターは、その構造及び特性に起因する労働災害のリスクが存在するため、その機能や危険性を意識し、安全な作業方法を身に付けた上で作業を行う必要があることから、労働安全衛生法第59条第3項の安全又は衛生のための特別の教育が必要な業務として、テールゲートリフターの操作の業務(荷役作業を伴うものに限る。)を規定するもの。

※併せて、安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第92号)について、テールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育(テールゲートリフターに関する知識、テールゲートリフターによる作業に関する知識及び関係法令の科目に係る学科教育(計4時間)及びテールゲートリフターの操作の科目に係る実技教育(2時間))を新たに規定するもの。

3. 運転者が運転位置から離れるときの措置の適用除外

テールゲートリフターの操作においては、原動機を動かさなければテールゲートリフターが動かない構造のものも存在することから、運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合においては、逸走防止措置を引き続き義務付けるが、原動機の停止義務については適用除外とすること等とするもの。

4. 施行日等

公布日:令和5年3月28日

施行/適用期日:令和5年10月1日(2の特別教育の義務化については令和6年2月1日)

3

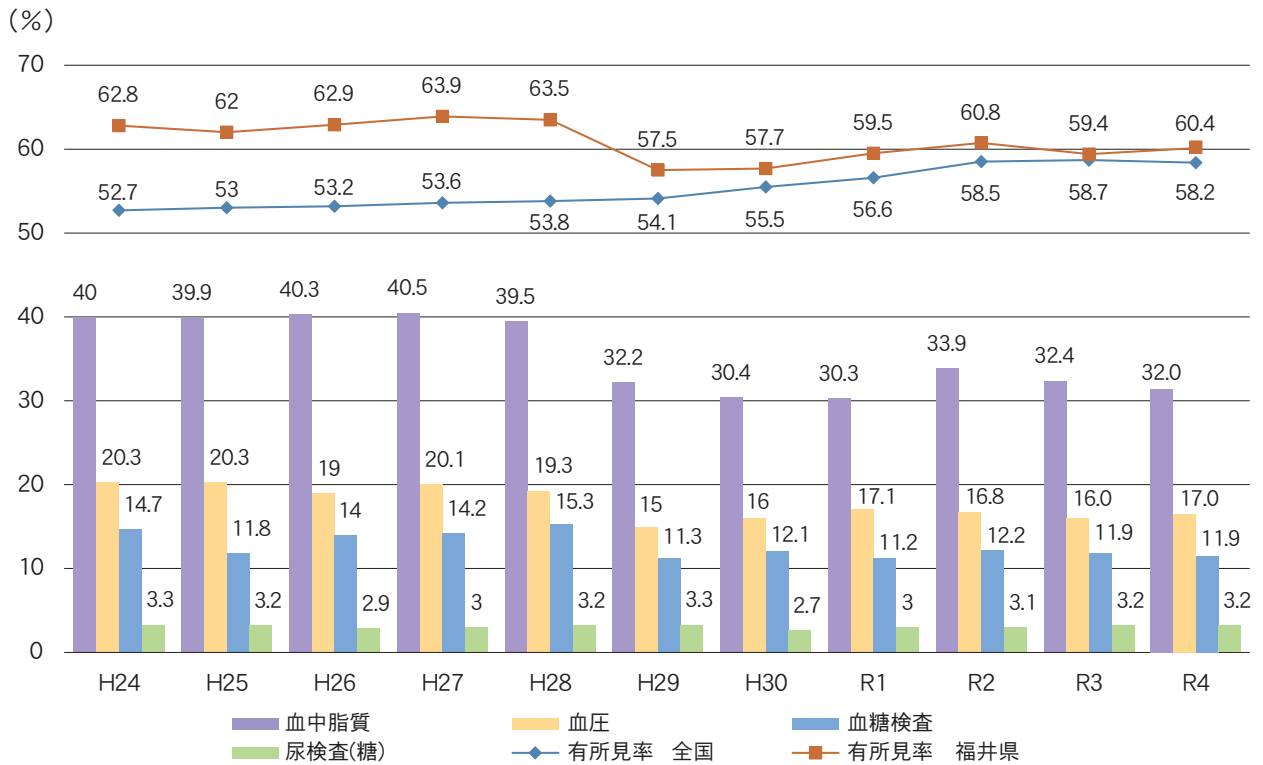
健康確保対策の課題

(1) 令和4年 業務上疾病発生状況（確定値）

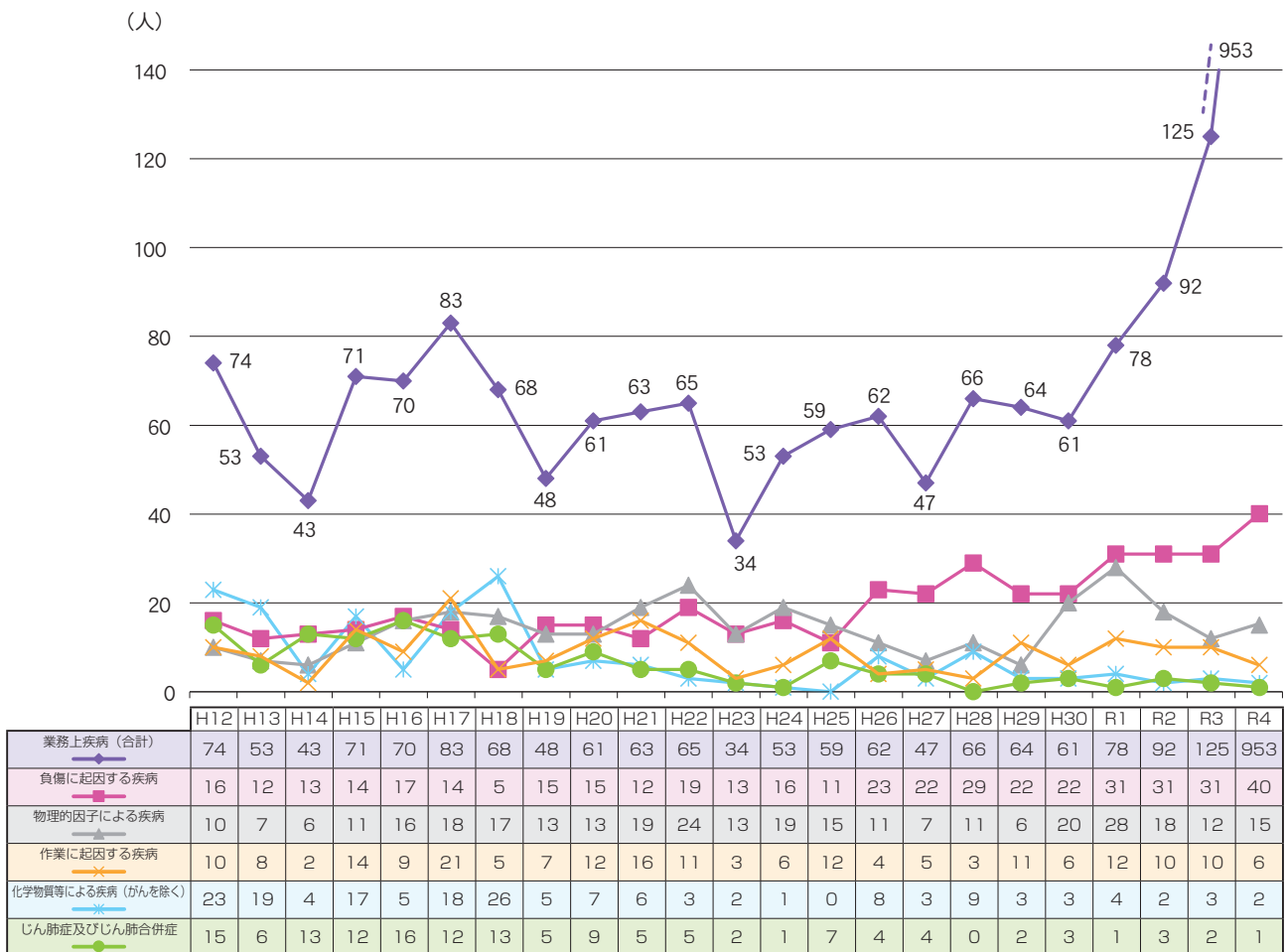
業務上疾病	製造業											製造業以外の業種								合計		
	食料品製造業	繊維製品製造業	皮革製品製造業	木材・木製品・ 家具・装具製造業	紙・加工品・ 印刷製本業	化学工業	窯業・土石製品製造業	非鉄金属製造業	金属製品製造業	輸送用機械器具製造業	一般電気・ 電気・ガス・水道業	その他の製造業	小計	鉱業	建設業	貨物取扱業・ 運輸交通業	農林・水産業	商業・金融・広告業	保健衛生業		接客娯楽業	左以外の事業
負傷に起因する疾病												2	2		6	1		8	16	2	5	40
物理的因子による疾病												0	0		5	1		7	15	1	5	36
有言光線による疾病												0	0									0
電離放射線による疾病												0	0									0
異常気圧下による疾病												0	0									0
異常温度条件による疾病												2	2									4
騒音による耳の疾病				1						1		0	0		3						3	9
上記以外の原因による疾病				0								0	0		6							6
作業に起因する疾病												0	0		6							6
重労働による運動器疾病と内臓脱												0	0		6							6
負傷によらない業務上の腰痛												0	0		6							6
振動障害												0	0		6							6
手指前腕の障害及び頸肩腕症候群												0	0		6							6
上記以外の原因による疾病												0	0									0
酸素欠乏症												0	0									0
化学物質等による疾病（がんを除く）						1						2	2									4
じん肺症及びじん肺合併症												0	0		1							1
病原体による疾病	3	10									2	15	15		35	2	2	8	350	26	450	888
電離放射線によるがん												0	0		1							1
化学物質によるがん												0	0		0							0
上記以外の原因によるがん												0	0		0							0
その他の業務によることの明らかな疾病												0	0									0
合計	3	10		1	0	1	0	1	0	3	2	21	21	0	58	3	2	17	366	28	458	953
	(0)	(0)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(2)	(2)	(0)	(5)	(1)	(7)	(15)	(1)	(5)	(5)	(36)
	<0>	<0>		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<14>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<0>	<14>

1. 労働者死傷病報告より集計
 2. 負傷に起因する傷病の欄のうち、() は腰痛で内数
 3. 振動障害及びじん肺症等は労災保険の当該年の認定件数で、そのうち<>は退職後に認定した件数
 4. 化学物質による疾病（がんを除く）のうち、石綿については労災保険の当該年の認定件数を計上
 5. その他の業務によることの明らかな疾病のうち、精神障害、脳・心臓疾患については労災保険の当該年の認定件数を計上
 6. ○印内は、死亡件数で内数

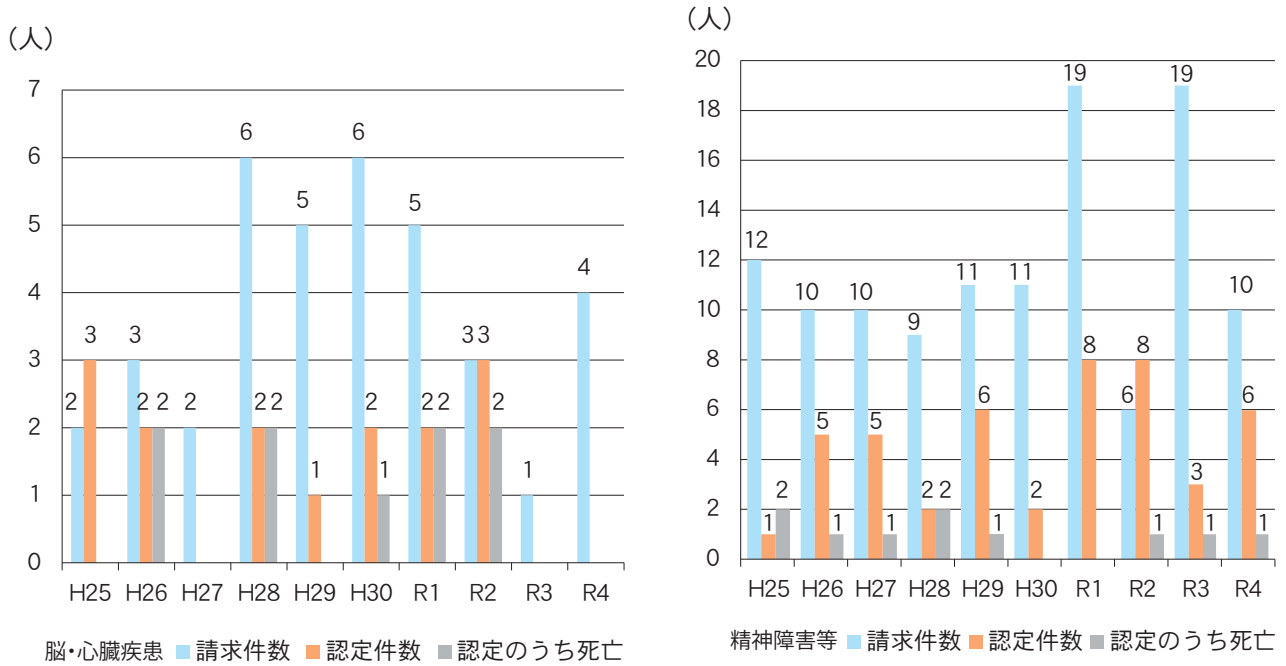
(2) 過去 10 年間の一般健康診断の有所見率の推移 (福井県)



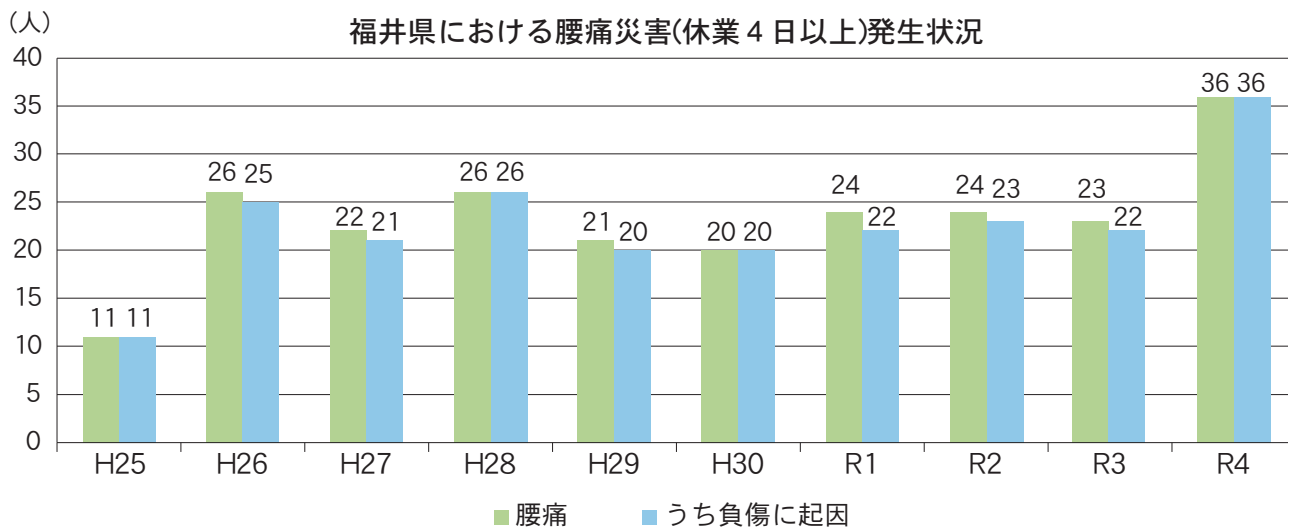
(3) 業務上疾病発生状況の推移 (福井県)



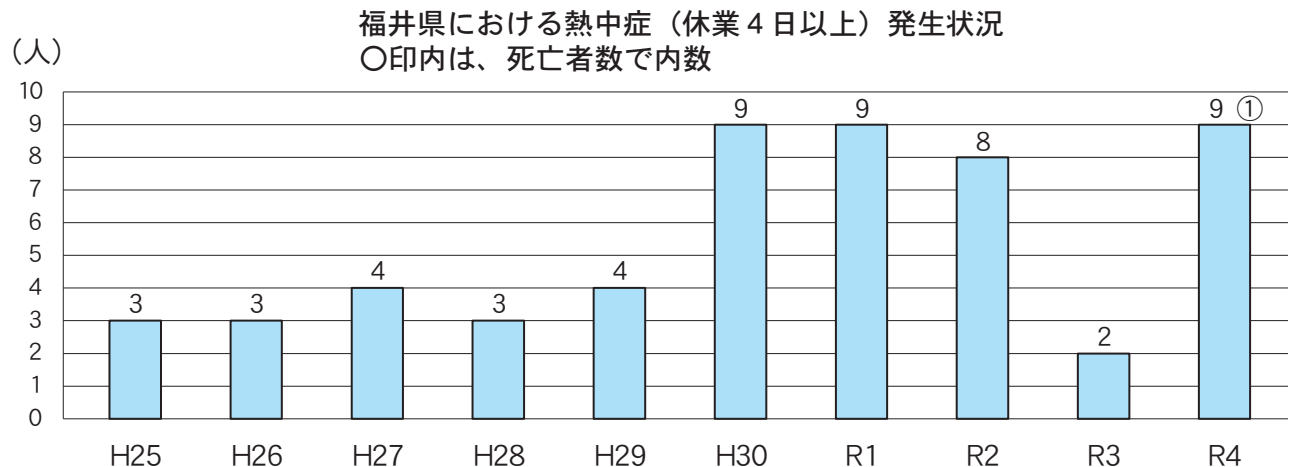
(4) 過去 10 年間の脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況（福井県）



(5) 過去 10 年間の職場における腰痛の発生件数の推移（福井県）



(6) 過去 10 年間の職場における熱中症の発生件数（福井県）



〈資料〉

STOP！熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組



キャンペーン
実施要項

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/>	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/>	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/>	服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/>	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/>	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/>	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/>	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/>	健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/>	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/>	作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/>	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**

各サイトのご紹介

■ 福井労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/fukui-roudoukyoku/home.html>



■ 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



■ 職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>



■ SAFEコンソーシアムポータルサイト

<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



■ 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



■ 治療と仕事の両立支援ナビ

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/>



福井労働局 労働基準部 健康安全課

福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階

TEL:0776-22-2657

福井労働基準監督署

福井市開発1丁目121-5

TEL:0776-54-7722

武生労働基準監督署

越前市中央1丁目6-4

TEL:0778-23-1440

敦賀労働基準監督署

敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎2階

TEL:0770-22-0745

大野労働基準監督署

大野市弥生町1-31

TEL:0779-66-3838